

## 川崎市環境審議会から市長へ答申が行われました

令和4年11月1日に川崎市環境審議会会長 <sup>さどはら さとる</sup> 佐土原 聡氏（横浜国立大学副学長 大学院都市イノベーション研究院教授）から市長に、令和4年5月18日に諮問した「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方について」及び「環境リスク評価を活用した事業者による自主的な化学物質管理の促進に向けた考え方について」に関する答申が行われましたのでお知らせします。その概要については、別紙のとおりです。

### 添付資料

川崎市環境審議会の答申の概要

- ・川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方について
- ・環境リスク評価を活用した事業者による自主的な化学物質管理の促進に向けた考え方について

#### 問合せ先

##### ■環境審議会に関すること

川崎市環境局総務部企画課 山本 電話 044-200-2385

##### ■川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方に関すること

川崎市環境局脱炭素戦略推進室 内田 電話 044-200-2865

##### ■環境リスク評価を活用した事業者による自主的な化学物質管理の促進に向けた考え方に関すること

川崎市環境局環境対策部地域環境共創課 <sup>きない</sup> 喜内 電話 044-200-2527

## 川崎市環境審議会の答申の概要

### —川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方について—

令和4年5月18日に川崎市環境審議会（会長 佐土原 聡氏、横浜国立大学副学長）へ諮問しました「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方について」、令和4年11月1日に川崎市環境審議会会長から市長へ答申が行われました。その概要は次のとおりです。

#### 1 答申の概要

脱炭素社会の実現に向け、次のポイントで、条例改正し、新たな制度を構築することが必要。

##### (1) 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正

昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、全体的な条例改正を行うとともに、下記制度を新たに規定する。

##### (2) (仮称) 建築物再生可能エネルギー総合促進事業の創設

###### 制度1 (仮称) 特定建築物再生可能エネルギー利用設備導入制度

- ・延べ床面積 2,000m<sup>2</sup> 以上の建築物を新增築する建築主への再エネ利用設備導入義務

###### 制度2 (仮称) 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

- ・延べ床面積 2,000m<sup>2</sup> 未満の新築建築物を年間に一定程度供給する特定建築事業者への太陽光発電設備導入義務

###### 制度3 (仮称) 建築士再生可能エネルギー利用設備説明制度

- ・建築士の建築物に対する再エネ利用設備検討の説明義務

###### 制度4 (仮称) 建築物再生可能エネルギー誘導支援制度

- ・地球温暖化防止活動推進センターや専門的知識を有する関係団体、地域エネルギー会社などと連携した新たな誘導支援の枠組みの創設

##### (3) (仮称) 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の創設

###### 制度5 (仮称) 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

- ・現行の「事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度（条例報告義務制度）」の見直しによる、新たな事業者評価・支援制度の創設

#### 2 諮問の背景

川崎市は 2050 年の脱炭素社会の実現を目指し、川崎市地球温暖化対策推進基本計画を令和4年3月に改定し、2030年度の温室効果ガス削減目標や再生可能エネルギー導入目標を設定しました。こうした背景から、地球温暖化対策をさらに強化する必要があると、条例改正に伴う制度を検討していくため、環境審議会に諮問を行いました。

#### 3 審議の経過

環境審議会は諮問を受け、専門的かつ総合的な見地から審議を行うため、脱炭素化部会を設置し同部会に付議しました。その後、5回に渡る部会での審議を経て報告を受け、審議結果をとりまとめ、答申しました。

#### 4 今後の予定

この答申を踏まえ、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方(案)を策定の上、パブリックコメントを実施し、条例改正に向けた取組を進めていく予定です。

※答申の詳細については下記に掲載しております。

検 索 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方について

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000144656.html>

## 川崎市環境審議会の答申の概要

### —環境リスク評価を活用した事業者による自主的な化学物質管理の促進に向けた考え方について—

令和4年5月18日に川崎市環境審議会（会長 佐土原 聡氏、横浜国立大学副学長）へ諮問しました「環境リスク評価を活用した事業者による自主的な化学物質管理の促進に向けた考え方について」、令和4年11月1日に川崎市環境審議会会長から市長へ答申が行われました。その概要は次のとおりです。

#### 1 答申の概要

川崎市大気・水環境計画（令和4年3月策定）の環境影響の未然防止に向けた取組である「環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進」を推進するために、次のとおり考え方をまとめた。

##### （1）環境リスク評価の方法の考え方

評価対象：一般の大気環境中での化学物質を長期に吸入する場合の人の健康リスク

評価物質：市内で大気への排出がある未規制等の化学物質

方法：評価物質の大気環境濃度を把握し、有害性情報からリスクを判定（原則、レベル1～3に区分）

##### （2）物質の選定基準等に係る考え方

事業者による自主的な管理の優先度が高い化学物質の選定基準等は、次のとおりとする。

名称		定義	選定基準
自主管理 優先物質	排出抑制 物質	事業者による自主的な管理の優先度が特に高く、大気への排出の抑制が望ましい化学物質	評価区分がレベル1として一定程度継続
	排出管理 物質	事業者による自主的な管理の優先度が高く、大気への排出が増加しないことが望ましい化学物質	評価区分がレベル2として一定程度継続

##### （3）今後の方向性について

自主管理優先物質を選定等し、事業者にリスクレベルに応じた化学物質の適正管理を促進すること。

##### ●評価結果（区分）の意味合い

レベル1：現時点での知見では、環境リスクの懸念があると考えられる。

レベル2：現時点での知見では許容できるが、有害性に関する新たな知見や排出量の増加等により環境リスクが懸念される可能性があると考えられる。

レベル3：現時点での知見では、環境リスクの懸念がないと考えられる。

#### 2 諮問の背景

川崎市は令和4年3月に大気や水などの環境保全分野の取組の推進を担うため、川崎市大気・水環境計画を策定しました。本計画では、「環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進」を環境影響の未然防止に向けた取組としておりますが、具体的な取組は、化学物質の有害性の程度や本市の大気環境の状況等を踏まえて推進することが必要となります。こうした背景から、「環境リスク評価を活用した事業者による自主的な化学物質管理の促進に向けた考え方について」諮問を行いました。

#### 3 審議の経過

環境審議会は、諮問を受け、専門的かつ総合的な見地から審議を行うため、大気や水などの環境保全部会を設置し同部会に付議しました。その後、2回に渡る部会での審議を経て、環境リスク評価を活用した事業者による自主的な化学物質管理の促進に向けた考え方について審議結果をとりまとめ、答申しました。

#### 4 今後の予定

この答申を踏まえ、令和4年11月中を目処に、環境リスク評価の方法や選定基準を定めた要綱等を策定し、物質を選定することを予定しています。

※答申の詳細については下記に掲載しております。

検索 環境リスク評価を活用した事業者による自主的な化学物質管理の促進に向けた考え方について

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000144305.html>